

# 滋賀県広域災害時における医療救護活動指針

平成 29 年 4 月

滋 賀 県

# 目 次

はじめに	1ページ
第 1 章 滋賀県の災害医療体制	2 ページ
第 2 章 情報収集と伝達	9 ページ
第 3 章 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動	11 ページ
第 4 章 医療救護班の活動	16 ページ
第 5 章 医療機関の活動	20 ページ
第 6 章 緊急搬送	26 ページ
第 7 章 医薬品等の供給体制	32 ページ
第 8 章 他都道府県との応援・受援活動	33 ページ
第 9 章 遺体の処理	36 ページ
第 10 章 平常時からの準備	37 ページ
アクションカード	39 ページ

# はじめに

## 1 医療救護活動指針策定の目的

県内の広範囲で甚大な被害を与えると予測される東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯地震等が発災した場合、その揺れや地震に起因する土砂災害、火災、浸水等により、一刻も早い救命措置を要する傷病者や避難を余儀なくされる被災者が多数発生することが想定される。

被災地域においては、医療機関や医療従事者においても被害が発生し、発災直後は、医療現場においても大きな混乱が生じることも想定しておかなければならない。

また、災害発生からの日数が経過するとともに、被災地域では衛生状態や生活環境が悪化し、健康状態の悪化に対する処置を要する患者が多数発生することも想定される。

このような状況下にあっても、「最大多数の人たちに最良の医療を提供する」という災害医療の考え方に沿って、県民の生命と健康を守ることを最優先とし、災害時においても必要とされる医療を適切かつ効率的に提供する体制を構築し、円滑な医療救護活動を実施することができるよう、その対応の基本となる方針を「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」として策定する。

なお、大規模な事故の発生など、局地的な災害の場合でも、この指針に基づき適切な医療救護活動を実施することとする。

## 2 関係機関の連携

大規模災害発生時に県民の生命と健康を守るため、県は平時から医療機関、国や市町、消防、警察、自衛隊、日本赤十字社滋賀県支部等の関係機関や、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院協会、医薬品卸協会等の関係団体との連携に努めるとともに、医療救護活動に必要な体制整備を図るものとする。

また、災害発生時には、県災害医療本部および災害医療地方本部を設置し、市町と連携、協力しながら広域的な医療救護活動を行うこととする。

# 第1章 滋賀県の災害医療体制

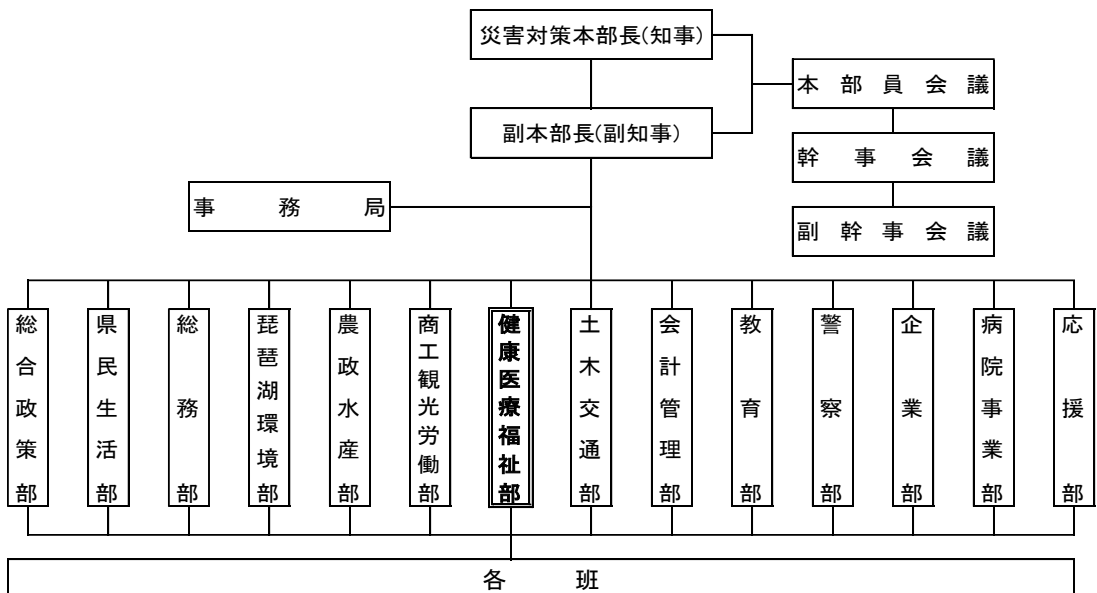
## 1 災害対策本部の設置

本県は、県内で下記の大規模な災害が発生した場合に、滋賀県災害対策本部条例、滋賀県災害対策本部要綱および滋賀県地域防災計画に基づき、知事を本部長とする災害対策本部および地域防災監を本部長とする災害対策地方本部が設置される。

### 【災害対策本部および災害対策地方本部の設置基準】

- (1) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき
- (2) 震度6弱以上の地震が発生したとき
- (3) 気象業務法に基づく、暴風、大雨または洪水、その他の警報が発せられ、知事が必要と認めたとき
- (4) 大規模な地震、火事、爆発、水難事故等が発生し、知事が必要と認めたとき
- (5) 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)第3章第3節第1に規定する施設敷地緊急事態または全面緊急事態に該当するとき

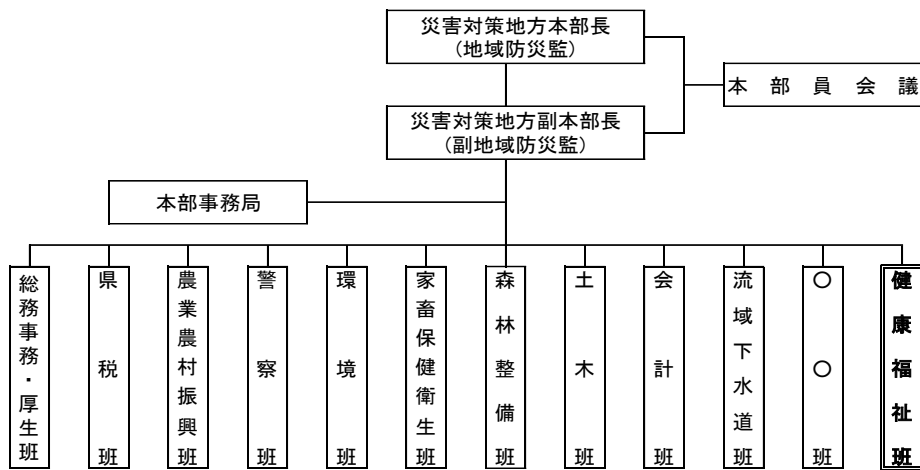
### 【災害対策本部の体制】



平成29年4月1日現在

※1課1班体制: 県庁内各課がそのまま災害対策本部の班となる

### 【災害対策地方本部の体制】



※各地方機関(土木事務所、県税事務所等)が災害対策地方本部の班となる

平成29年4月1日現在

## 2 災害医療本部の設置

### (1) 災害医療本部の設置基準

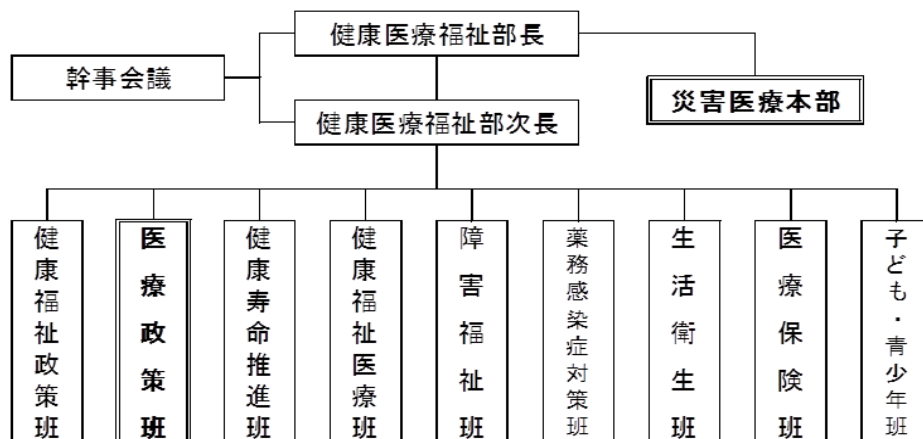
県内で大規模な災害が発生し、災害対策本部が設置された場合、災害対策本部内に、健康医療福祉部長を本部長とする災害医療本部を設置する。

### (2) 災害医療本部の設置場所および組織の構成

#### ① 県災害医療本部(以下「県本部」という。)

県本部は、災害医療コーディネーター、県職員、DMAT 隊員等で組織し、滋賀県庁危機管理センターに設置する。

#### 【災害医療本部の位置づけ】

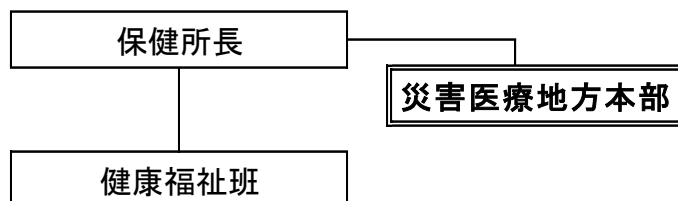


平成29年4月1日現在

#### ② 県災害医療地方本部(以下「地方本部」という。)

地方本部は、健康福祉事務所長を本部長として、災害医療コーディネーター、健康福祉事務所（保健所）等の県職員、DMAT 隊員等で組織し、各県土木事務所管内の単位で設置される県災害対策地方本部内に設置する。

#### 【災害医療地方本部の位置づけ】



### (3) 業務内容

#### ① 県本部

- ・ 県災害対策本部および地方本部との連絡調整
- ・ 医療機関、医療関係団体等との医療救護活動に関する連絡調整
- ・ 災害対策本部を通じた消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整
- ・ 県外の行政機関、医療機関との医療救護にかかる応援、受援に関する調整
- ・ 医薬品、医療用ガス等の調達、搬送に関する調整
- ・ 傷病者の搬送先、搬送手段およびルート確保に関する調整
- ・ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：Staging Care Unit。以下「SCU」という。）の設置運営に関する調整

#### ② 地方本部

- ・ 災害対策地方本部および県本部との連絡調整
- ・ 管内医療機関、医療関係団体等との医療救護活動に関する連絡調整
- ・ 管内消防本部、警察署等関係機関との連絡調整
- ・ 医薬品、医療用ガス等の調達、搬送に関する調整
- ・ 傷病者の搬送先、搬送手段およびルート確保に関する調整
- ・ 医療救護班の派遣、受入れ調整等、管内での医療救護活動の支援、連携

## 3 災害医療コーディネーター

## **(1) 災害医療コーディネーターの設置**

大規模災害発生時において、必要な医療を円滑に提供する災害医療体制を構築するため、医療機関をはじめ関係諸機関との連絡調整を担う災害医療コーディネーターを設置する。

災害医療コーディネーターは、県庁に設置する災害医療本部および各災害対策地方本部内に設置される災害医療地方本部に登庁し、県職員等と連携し、チームで下記の業務を中心に調整を行う。

また、平時においては、県に対して災害時の医療体制に関する必要なアドバイスや提言を行うものとする。

## **(2) 災害医療コーディネーターの役割**

### **① 県本部の災害医療コーディネーター**

本部長の統括のもと、県全体の災害医療全般の調整、指揮を行う。

- ・急性期における傷病者の受入医療機関の調整
- ・医療救護班の派遣先となる地域の調整
- ・災害時要援護者にかかる受け入れ、搬送先の調整
- ・他都道府県との医療救護班の派遣要請、派遣申し出受け入れの調整
- ・災害対策本部内オペレーションルームにおける他部署との連携調整

### **② 地方本部の災害医療コーディネーター**

地方本部で、管内における医療の調整、指揮を行う。

- ・地域における医療ニーズの把握、地域内の医療救護班の派遣先の調整
- ・県本部との連絡調整
- ・医療救護活動に必要な医薬品、資器材調達等の調整
- ・災害対策地方本部内の他部署との連携調整

## **4 医療救護活動の指揮統括**

災害医療本部は、災害対策本部内に設置されるものであり、災害対策本部各部署との密接な連携に基づいて、医療救護活動にかかる指揮統括を行う。

県本部の災害医療コーディネーターは、県本部における医療救護活動にかかる実務の責任者として、その職権において活動を調整、指揮し、県本部長は、県本部全体を統括するものとする。

地方本部の災害医療コーディネーターは、県本部の災害医療コーディネーターとの連携に基づいて、その所管する地域内の医療救護活動にかかる実務の責任者として、その職権において活動を指揮する。

## 5 フェーズに応じた活動

県本部、地方本部、ならびに医療機関が行う活動について、フェーズの概念を用いて、それぞれに応じた医療救護活動を以下のとおり示す。

それぞれの役割や行動等の詳細については、アクションカードを作成し、それに基づき活動するものとする。

時系列	災害医療本部	災害医療地方本部	医療機関
フェーズ1  (発生～3時間程度)  【初動体制】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医療本部設置</li> <li>・EMISモード切り替え(通常→災害) EMIS一斉通報</li> <li>・災害医療コーディネーター登庁</li> <li>・医療機関・医薬品にかかる情報の収集</li> <li>・DMAT派遣要請(他府県含む)</li> <li>・報告情報の整理</li> <li>・地方本部との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医療地方本部設置</li> <li>・災害医療コーディネーター登庁</li> <li>・地域における医療機関・医薬品にかかる情報収集</li> <li>・地域内医療ニーズの情報収集</li> <li>・本部との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況の報告(EMIS入力)</li> <li>・職員登院、診療体制の維持</li> <li>・病院内対策本部の設置</li> <li>・DMAT派遣準備、待機</li> <li>・診療所による初期活動</li> </ul>
フェーズ2  (～72時間)  【DMAT派遣】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCU設置検討、設置要請</li> <li>・各種情報収集の継続</li> <li>・DMAT活動の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種情報収集の継続、本部報告</li> <li>・医療救護所の運営支援</li> <li>・DMAT活動との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DMAT派遣・受入</li> <li>・DMAT活動</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療ニーズの集約</li> <li>・医療救護班派遣要請</li> <li>・他府県への支援要請(患者受入要請含む)</li> <li>・医薬品の確保対策</li> <li>・物資支援要請への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護活動支援要請の集約</li> <li>・本部との連絡調整</li> <li>・医薬品の確保対策</li> <li>・物資支援要請への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班の派遣調整</li> <li>・診療所医師による医療救護活動</li> </ul>
<p>フェーズ3</p> <p>(4日～2週間)</p> <p>【医療救護班派遣】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班等の派遣調整</li> <li>・他府県からの医療救護班の受入調整</li> <li>・各種情報の集約・共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内医療救護班の調整(活動場所、受入調整)</li> <li>・地域内医療救護活動の把握</li> <li>・各種情報の集約・共有</li> <li>・本部との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班派遣</li> <li>・診療所医師による救護所等での医療救護活動</li> </ul>
<p>フェーズ4</p> <p>(2週間～2カ月程度)</p> <p>【医療救護活動終了】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班の活動調整</li> <li>・医療救護活動終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内医療救護班の活動調整</li> <li>・地域内医療救護活動終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所医師による救護所等での医療救護活動</li> <li>・医療救護活動終了</li> </ul>

## 【参考】危機管理センターレイアウト

### 2階

災害対策室5 滋賀県災害ボランティアセンター	災害対策室6 電気ガス通信鉄道事業者等ライフライン	災害対策室7 都道府県応援連絡室	災害対策室8 気象台、その他機関	災害対策室9 DMAT・医療等関係機関			
<table border="1" style="width: 100%; margin: auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">取材室</td> <td style="width: 50%;">災害対策本部室</td> <td style="width: 35%;">災害対策室10 政府現地連絡対策室</td> </tr> </table>					取材室	災害対策本部室	災害対策室10 政府現地連絡対策室
取材室	災害対策本部室	災害対策室10 政府現地連絡対策室					

### 3階

	オペレーションルーム	災害対策室11
		災害対策室12

## 第2章 情報収集と伝達

### 1 災害発生時における情報収集と伝達

#### (1) 通信手段の確保

##### ① 通信の二重化

災害時に円滑な医療救護活動を実施するため、固定電話、携帯電話をはじめとして、複数の通信手段を確保することで二重化を図り、発災直後の混乱時においても、必要な連絡が行える体制を整備する。

##### ② 衛星携帯電話

県、災害拠点病院、医療関係団体、救急告示病院等、災害医療に関係する医療機関や医療関係団体においては、災害時の影響を受けにくい衛星携帯電話を配備し、通常回線や携帯回線が不通になった場合に備えるものとする。

##### ③ 通信が途絶した場合

通信手段が完全に途絶した場合は、直接現地に出向く等の方法により、情報収集や伝達を実施し、被災地の状況や医療ニーズの把握に努める。

### 2 広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）

国が運営する「広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）」は、災害発生時における医療機関の被災状況や稼働状況をはじめ、DMATに関する情報を集約し、各都道府県の状況に関する情報収集や共有が可能なシステムであり、他都道府県へのDMAT派遣要請は、原則としてEMISを通じて行い、DMATの参集拠点の設定や、各DMATチームの活動状況、また広域医

療搬送実施時の輸送計画や搬送患者情報等の情報もこのシステムで一元管理している。

DMAT 活動をはじめとする災害急性期における医療救護活動に活用するために、全病院に EMIS の ID およびパスワードを付与し、災害時においても情報を共有できる体制の構築を推進する。

この EMIS は、災害発生時には、医療機関の被災状況等を把握する必要があることから、県本部長の指示の下、通常運用から災害モードへの切り替えを行う。

### **3 的確な情報提供**

大規模災害時には施設の被災等により、医療機関の診療機能が大幅に低下することなどが想定され、限られた医療資源を効率的かつ適正に活用する必要がある。

このため、医療機関や救護所等県内の医療提供の状況を逐次把握し、県民に対して「滋賀県救急医療情報システム（医療ネット滋賀）」により医療機関の診療体制について周知し、的確な情報提供を行うことにより、災害医療体制の円滑な運営を図る。

## 第3章 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動

### 1 災害派遣医療チーム(DMAT)

#### (1) 災害派遣医療チーム(DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

災害派遣医療チームとは、災害発生の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームのことをいう。

DMAT は、災害時には、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県本部に報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

DMAT は、原則として県の要請により派遣される。県外で災害が発生した場合は、被災都道府県または厚生労働省からの派遣要請に基づき、県が派遣を要請する。

#### (2) DMAT 指定医療機関

DMAT 指定医療機関は、DMAT 派遣に協力する意志を持ち、DMAT の派遣について、県と協定を締結した医療機関であり、本県の場合は、災害拠点病院が該当する。

災害拠点病院は、DMAT 隊員の研修、訓練に努めるものとし、自施設の DMAT 登録者を把握し、EMIS により、定期的に情報を更新し、県に報告する。

大規模災害が発生し、県からの派遣要請を受けた場合、災害拠点病院は病院の業務として DMAT を派遣する。

##### ① 滋賀県内の DMAT 指定医療機関(=災害拠点病院)

大津赤十字病院 < 基幹災害拠点病院 >

市立大津市民病院

滋賀医科大学医学部附属病院

済生会滋賀県病院

草津総合病院

公立甲賀病院  
近江八幡市立総合医療センター  
彦根市立病院  
長浜赤十字病院  
高島市民病院

### (3) DMAT 活動の調整

DMAT の派遣や受け入れ等、DMAT 活動にかかる総合的な調整を行うための本部機能を有する組織である「DMAT 調整本部」を県本部内に設置し、災害医療コーディネーターのうち、DMAT 隊員資格を有する者が、DMAT にかかる必要な連絡調整業務も執り行うものとする。

### (4) DMAT の任務

DMAT は主として、下記の任務に従事する。

- ・被災地域内での医療情報の収集と伝達
- ・被災地域内でのトリアージ、応急処置、搬送
- ・被災地域内の医療機関、特に災害拠点病院の支援・強化
- ・SCU における医療支援
- ・広域医療搬送におけるヘリコプターや固定翼機への同乗
- ・上記任務の遂行に係る支援、連絡、調整

## 2 DMAT の派遣

### (1) 派遣要請基準

滋賀県地域防災計画における DMAT の派遣を要請する基準は、下記のとおりである。

#### ① 県内の場合

- ・死者および負傷者等が多数生じ、または生じると予測される場合
- ・災害現場における医療需要が供給をはるかに上回ると判断される場合
- ・報道機関等からの情報やその他の情報により現地の医療救護活動が早期に必要と判断される大規模災害である場合
- ・その他派遣が必要と県が判断した場合

## ② 県外の場合

被災都道府県、または厚生労働省からの派遣要請があった場合

なお、県では、災害拠点病院と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定書」の運用基準について定め、DMAT 派遣に関する具体的な基準等を災害拠点病院と共有し、円滑な DMAT 活動の実施体制を整えている。

### (2) DMAT 出動の流れ

- ① 県は、派遣要請基準に該当する災害が発生し、DMAT の派遣を必要と認めた場合、災害拠点病院に DMAT 派遣の要請を行う。
- ② 要請を受けた災害拠点病院の長は、DMAT 隊員に出動を指示し、災害現場に DMAT を出動させ、出動に関する報告を県に行う。
- ③ 県は、DMAT 活動の総合的な調整を行うために、災害医療本部内に DMAT 調整本部を設置する。また、被災現場での DMAT 活動の統制を行う活動拠点本部を、被災地域内の適切な場所に設置する。
- ④ DMAT が帰院した災害拠点病院の長は、県に対して DMAT の活動終了を報告する。
- ⑤ DMAT 活動に関する報告および連絡等は、原則として EMIS を使用して行う。

なお、例外的に、派遣要請基準に該当する災害が発生した場合で、通信の途絶等により県と連絡が取れない場合、病院の判断で出動できることとするが、派遣後は速やかに県へ報告し、承認を受けるものとする。

### (3) DMAT の待機要請

県は、自然災害または人為災害で、被災地外からの医療支援が必要な可能性がある場合、DMAT の待機を要請する。待機についての要請手順は、派遣要請の手順に準じて行う。

震度 6 弱以上の地震発生など、日本 DMAT 活動要領に基づく DMAT の自動待機基準に該当する場合は、待機当番の災害拠点病院は被災の状況や県からの要請の有無にかかわらず、DMAT 派遣のための待機を行うものとする。

#### (4) 県の体制

県災害医療本部内に DMAT 調整本部が立ち上がるまでは、県が業務を代行する。DMAT 調整本部が立ち上がり次第、統制業務を移行する。

#### (5) DMAT 隊員養成および確保

県は、迅速かつ円滑な DMAT 活動が実施できるよう、DMAT 隊員の確保を図るため、県内の医療従事者が隊員養成研修を受講する機会の確保に努めるものとし、災害拠点病院は、院内の隊員による複数チームが出動できる人員および体制の確保に努めるものとする。

#### (6) 災害拠点病院

##### ① 役割

災害拠点病院は、「多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、DMAT 等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMAT の派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する（「災害時における医療体制の充実強化について」平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局通知）病院で、各医療圏で DMAT を含む医療救護活動において中心的な役割を担う。

また、国の通知に基づき、その役割を果たすのに必要な物資、医療機器等について、適切な備蓄を行うものとする。

##### ② 災害拠点病院の指定

県は、国の基準により、要件を満たす病院を災害拠点病院として指定する。

##### 【基幹災害拠点病院】

県における災害医療の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を 1 箇所指定する。

##### 【地域災害拠点病院】

地域における災害医療の中心的な役割を果たす地域災害拠点病院を、二次医療圏ごとに 1 箇所以上指定する。



### ③ DMAT派遣時の院内の体制

災害対策本部を設置し、原則として県からの要請に基づき、DMAT の派遣を決定するとともに、派遣チームが活動するための後方支援業務や、必要に応じて DMAT 調整本部との連絡調整を行う。

また、基幹災害拠点病院は、DMAT 調整本部との連携の下、災害拠点病院間の連絡調整や、県外から参集する DMAT チームの参集拠点としての病院施設の提供等、DMAT 活動が円滑に実施するための体制構築を支援するものとする。

## 第4章 医療救護班の活動

### 1 医療救護班の派遣要請

県本部は、被災状況を把握したうえで、地方本部、市町および医療機関等からの支援要請に応じて医療救護班の派遣を検討し、必要と認める場合に、県と「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結している医療関係団体（以下「協定締結団体」という。）に対して医療救護班を編成し、派遣するよう要請を行う。

#### (1) 協定締結団体

- 一般社団法人 滋賀県医師会
- 一般社団法人 滋賀県歯科医師会
- 一般社団法人 滋賀県薬剤師会
- 公益社団法人 滋賀県看護協会
- 一般社団法人 滋賀県病院協会

派遣要請を受けた協定締結団体は、必要に応じて他の団体等とも連携を図りながら、医療救護班を編成し、県本部から指定された活動場所に派遣できるよう待機させる。医療救護班は、医師、看護師、薬剤師等多職種で構成する必要があるため、協定締結団体は、たとえば看護協会の災害支援ナースなど、災害医療や看護等の知識や経験を有するそれぞれの会員を中心に、速やかな班編成が行えるよう、平時から要員の確保に努める。

協定締結団体は、医療救護班の待機完了後、県本部へその旨を報告する。

県本部は、協定締結団体からの待機完了の報告を受け、医療救護班の派遣場所および活動内容について指示する。医療救護班が派遣場所に到着した後の指示、調整については、地方本部で行うものとする。

また、協定締結団体により編成される医療救護班に加え、下記のような組織から派遣される医療チームが考えられる。県は、これらの組織より派遣される医療チームによる支援についても、状況に応じて要請や受入れを検討するものとする。

## (2) 医療チームの例

- ① 日本赤十字社救護班
- ② 日本医師会医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team。以下「JMAT」という。）
- ③ 県外から派遣される医療チーム

県本部は、被災状況、その他の情勢に応じ、県内外を問わず、協定締結団体以外に対しても、医療救護班の派遣を要請できるものとする。

また、市町または地方本部は、管内の被害が甚大であり、医療救護班の派遣が必要な状況と判断されるが、通信途絶等の理由で県本部へ派遣要請ができない場合などは、独自の判断で医療救護班の派遣要請を行うことができるものとする。

## 2 医療救護班の活動内容

### (1) 医療救護班の調整

医療救護班の派遣等にかかる調整については、原則として県外との調整および県内の医療圏をまたがる調整が必要なことについては県本部で、その他の調整については地方本部で行う。

### (2) 医療救護班の活動場所

救護活動は、原則として、市町本部が設置する医療救護所において行うが、災害現場等において救命処置が必要な場合には、医療救護班員等の安全に十分留意の上、災害現場に設置された現地救護所や医療機関等においても活動するものとする。

### (3) 医療救護班等の活動内容

医療救護班等の活動内容は、次のとおりとする。

#### ① 医療救護班

- ・ 医療救護所および避難所への巡回診療

災害現場における現場救護所等での活動の場合は、

- ・ 傷病者に対する応急処置(歯科医療を含む。)
- ・ 後方医療施設への転送の要否、および転送順位の決定

- ・死亡確認と、それに応じた遺体の検案の協力
  - ・救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
  - ・救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
- 以上のほか、状況に応じて助産や公衆衛生活動等、必要とされる医療救護活動に協力する。

## ② 歯科医療救護班

- ・医療救護所および避難所における歯科治療・衛生指導
- ・歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- ・検死・検案に際して法歯学上の協力

## (4) 医療救護班の指揮

被災地内の医療救護所に派遣された医療救護班は、医療救護所を設置している市町本部または地方本部の指示を受け、災害拠点病院等に派遣された場合は、その医療機関の責任者の指示を受け、医療救護活動にあたる。

## 3 医療救護所

### (1) 医療救護所の設置

被災地内の市町本部は、被災直後の時期に、速やかに避難所等に医療救護所を設置するとともに、設置状況を地方本部に報告する。

### (2) 医療救護所開設の広報

市町本部は、医療救護所の開設状況を地方本部に報告するとともに、防災行政無線による放送や報道機関等へ周知するなど、住民に対する広報活動を行う。

医療救護班が、医療救護所等で診療を開始する場合は、放送、口頭、市町広報紙などにより、住民に周知する。

地方本部は、被災状況や医療救護所の開設状況などを勘案し、医療救護活動が効果的に行われるよう、市町本部と連携して活動時間や派遣先などを定める。

### **(3) 医療救護所での活動**

医療救護所での診療では、症状が多岐にわたるため、潜在的に存在する患者の発見に努めるものとする。また、専門的医療が必要な場合には、市町本部および地方本部などと連携を図りながら、医療機関への搬送を行う。

医療救護活動にあたっては、避難者の健康管理やメンタルケアにも十分留意し、特に、災害弱者である、①在宅難病患者、②高齢者、③心身障害者、④外国人などに対しては、積極的に対応するものとする。そのため、保健師等、保健・福祉関係者と十分な連携を取り、その対応を図る必要がある。

医療救護所での診療では、症状、診断結果、医薬品等の処置内容を記録するためのカルテを用意し、作成するほか、活動状況については、随時派遣を指示した市町本部又は地方本部へ報告する。

派遣期間を終了した場合は、次期医療救護班へ必要事項を引き継ぐ。

### **(4) 医療救護所の撤収**

被災地の医療機能が回復するのに伴い、関係機関との連携の下に、医療救護所を段階的に縮小し、本来の地域医療体制で対応できるよう、地元の医療機関への引き継ぎ、誘導を図る。

医療救護所の撤収については、地方本部や地域の関係機関と協議のうえ、市町本部において決定する。

## 第5章 医療機関の活動

1の活動については、診療所においても役割を担うこととなるが、2～7の活動については、主に病院（有床診療所を含む）が役割を担うものである。

### 1 医療機関の被災状況確認

#### (1) 病院（有床診療所を含む）

##### ① 入院患者等の安全確認

入院患者の安全確認を行い、建物の倒壊や火災発生等により、入院患者等を避難させる場合は、あらかじめ定めている避難計画に基づき、安全な場所に避難させる。

診療時間中の場合は、被害状況を勘案し、原則として、緊急を要する患者や負傷者等を除き、休診措置を取り、緊急に来院する傷病者に対する診療体制を確保するとともに、人工透析、心疾患患者など専門医療機関へ搬送を要する場合は、市町本部や地方本部へ要請する。

##### ② 院内の体制確保

職員(医師、看護師、事務職員等)の受傷等被災状況を確認し、勤務可能な人員を職種別に把握するとともに、勤務時間外の職員には、緊急連絡網などにより連絡し、速やかに登院するよう指示する。

##### ③ 建物・施設等の点検

建物および設備などの被害状況を把握し、安全確認および使用可能状況の確認を行ったうえで、被災して使用できない場合は、すみやかな復旧に努める。

#### (2) 診療所

診療所の管理者は、建物および設備などの被害状況を把握し、安全確認および使用可能状況の確認を行う。建物および設備の使用に問題がなく、かつ医薬品やライフライン等の供給にも支障がないことが確認できた場合は、通常の診療活動を継続することとするが、診療することができない状態であれば、近隣の病院でのトリアージ支援や医師会の派遣する医療救護班への参画等、医

療救護活動に可能な限り協力するものとする。

## **2 地域の被害情報の収集・伝達**

### **(1) 周辺地域の被害状況の把握**

周辺地区の被害情報等を収集するとともに、近隣医療機関の被災状況についても把握するとともに、周辺道路等の被災状況も併せて把握し、緊急車両が通行可能かどうか確認を行う。

### **(2) 診療可能状況等の把握**

建物、施設整備などの使用可能状況、空きベッド数および医療従事者の状況等を勘案し、診療可能体制について確認したうえで、診療可能な場合には、受入れ可能な入院患者数、診療科目などを、市町本部や地方本部に報告する。

なお、自院のみで対応できない場合は、必要とする医療救護班数、診療科別の医療スタッフの要請人数、派遣期間等を市町本部や地方本部へ報告する。

### **(3) 地方本部への報告・要請等**

診療可能状況や被害状況等についての報告、必要に応じて人的、物的、転院や搬送などの応援要請は、地方本部と行き、電話、FAX や防災行政無線等が不通又は幅そうしている場合は、市町、域内の災害拠点病院を通じて伝達するなど、地方本部との連絡・報告が途絶することがないように努める。

### **(4) EMISへの情報入力**

医療機関においては、災害発生後、EMIS にアクセスし、自院の情報について入力する。

また、入力した情報は、状況に応じて変更があれば随時更新を行う。

## **3 院内災害対策本部の設置**

### **(1) 院内災害対策本部の設置**

院内に院長を指揮命令権者とする災害対策本部を設置する。

院長不在時の職務代行者や本部における役割分担等についても、あらかじめ定め、本部設置場所には、本部運営に必要な物品や、関係書類などを用意し

ておくものとする。

## **(2) 職員の参集**

被害状況に応じ、職員(医師・看護師・事務職員等)の登院連絡を開始する。また、施設設備、警備、給食など、病院以外の外部に委託している業務に従事している関連業者職員の登院を、可能な限り呼びかける。

## **4 院内での医療救護活動**

### **(1) 入院患者等に対する応急措置**

入院患者の状況を把握し、病室を巡回して平常時の状態に戻すように努める。また、負傷者等が発生した場合は、必要な応急措置等を実施する。

### **(2) 傷病者に対するトリアージの実施**

医療機関に搬送され傷病者、あるいは自力で来院する患者は、軽症者も重症者も混合している可能性が高いことから、病院入口付近等あらかじめ定めておいた場所でトリアージを行う。

### **(3) 手術等の取扱い**

医師の判断により、緊急を要しない予定手術や検査は、延期し、外来診療についても、治療上緊急を要しない場合の受診自粛を呼びかけるなど、混乱防止に留意する。

### **(4) 医療救護活動の実施**

診療科目別に応急診療を行うとともに、検査、手術等を行うために専門医療機関への搬送を要する場合には、消防本部に搬送を要請する。消防本部による搬送が困難な場合には、地方本部に他の搬送手段について要請を行う。

また、周辺の被害状況や院内の状況等を勘案のうえ、医療救護班を被災現場や他の医療機関等に派遣するなどの対応も考慮する。その場合は、関係機関等と調整のうえ、出動させる。

### **(5) 応援医療救護班等の受入れ**

自院の医療スタッフのみでは、来院する多数の傷病者への対応に支障をき



たとえと判断した場合には、地方本部に対し、応援医療救護班の派遣を要請する。

#### **(6) 医薬品・ライフライン**

診療機能を維持するために必要な医薬品、医療資器材、電気、水、燃料、食糧等については、あらかじめ備蓄したものを活用しながら、当面对応する。

それらが不足する場合は、地方本部に対して搬送、支援要請を行う。

#### **(7) 広報**

医療救護活動に支障をきたさないよう、傷病者の家族や報道機関からの問い合わせに応じる広報窓口を設置し、報道機関の取材に対しては、広報窓口担当者が必ず立ち会い、傷病者のプライバシーの保護、医療救護活動への阻害防止を図る。

### **5 被災地域外の医療機関での傷病者の受入れ**

#### **(1) 傷病者受入れ可能数の把握および報告**

空きベッド数や、在院している医療スタッフの対応能力などを確認し、受入れ可能な人数を診療科目ごとに把握し、県本部や地方本部および市町本部等へ報告する。

#### **(2) EMISへの情報入力**

医療機関においては、災害発生後、EMISにアクセスし、自院の情報について入力する。

また、入力した情報は、状況に応じて変更があれば随時更新を行う。

#### **(3) 傷病者の治療**

県本部等から受入れ要請のあった患者を受け入れ、必要な治療を行う。

なお、多数の傷病者が搬送される場合は、改めてトリアージを行い、治療の緊急度等に応じて迅速かつ適切な診療に努める。

### **6 医療救護班の派遣**

### **(1) 医療救護班の派遣準備**

被災地域へ医療救護班の派遣が可能かどうか、自院の状況を判断し、可能な場合は、医療救護班の派遣に必要な人員の確保、医薬品、医療資器材等の準備をするとともに、搬送手段を確保する。

### **(2) 県・市町および協定締結団体への連絡・報告**

医療救護班の可否について、県、市町および所属する協定締結団体に報告を行う。

### **(3) 医療救護班派遣要請の応諾および派遣**

県本部、市町本部、協定締結団体等から医療救護班の派遣要請を受けた場合は、すみやかに派遣する。医療救護班は、自己完結型の医療救護活動を行うことを基本として、そのために必要な資機材等の装備、医薬品、食料、飲料水等を携行し出動する。

また、派遣期間が長期になる場合も想定し、交代要員の準備、医薬品の補給等を併せて考慮しておく。

## **7 平常時からの準備**

### **(1) 災害対策委員会の設置等**

院内に災害対策委員会を設置するなどして、災害時の医療救護体制の整備、医薬品や医療資機材等の備蓄、施設設備等の点検、防災訓練等について検討するとともに、それぞれの実態に即した災害時活動マニュアルを作成し、部門の役割と責任者及びその代理者を定め、災害時に混乱することのないよう備える。

### **(2) 緊急時の体制整備**

災害発生時の職員参集のために必要となる緊急連絡網を整備する。

職員のほか、県、市町本部、消防など関係機関、および医療機能を維持するために必要な電気、水、燃料、食糧などの調達先の連絡先も含めて記載する。

また、一定規模以上の災害が発生した場合に、職員があらかじめ定められた場所に自主的に参集するよう定めるとともに、必要な連絡手段を整備してお

く。

### **(3) 医薬品・医療資器材等の備蓄、ライフラインの確保**

災害発生時に必要な医薬品・医療資器材等については、備蓄を行い、災害発生時の医薬品、医療用資器材等の調達や電気・水・ガス等のライフラインの供給について、取引先や供給事業者等との間で、あらかじめ必要な協定を締結するなど、緊急時の対策を講じておく。

### **(4) 施設・設備等の点検**

平常時から、医療機能の維持に欠かせない電気、水等の施設・設備等の点検を、定期的に行い、点検の結果、必要とする改善工事等については、可能な限り早期に改修し、非常時に備えておく。

### **(5) 防災訓練の実施**

大規模災害発生時に、円滑な医療救護活動を展開できるよう、計画的に防災訓練を実施する。

## **第6章 緊急搬送**

## 1 患者搬送

### (1) 救急車両による搬送

#### ① 病院（有床診療所を含む）

被災した病院は、院内の被災状況を速やかに確認し、入院患者等の状態を把握するとともに、自院での治療や入院の継続等、医療の提供が困難であると判断した場合は、近隣の病院をはじめ、患者受け入れ可能な病院への患者搬送を行うこととし、自院の救急車両を使用するほか、地方本部に対して患者搬送を要請する。

被災を免れた病院は、患者の受入れ体制を整えるとともに、収容可能人数等について市町本部および地方本部に報告する。

救急告示病院は、EMIS の要請情報入力を行う。

救命救急センターまたは近隣の二次救急医療体制をとっている病院は、特に患者が集中して搬送されるため、トリアージを実施して効率的な処置を行う。

なお、収容患者に被災地外への転院搬送の必要が生じ、病院自ら搬送できない場合は、地方本部に転院搬送を要請する。

#### ② 災害医療本部

##### 【地方本部】

管内病院の収容可能人数や転院搬送必要人数などの正確な情報を把握し、県本部に報告する。また、消防本部、病院等から救急車両の要請があった場合は、県本部に要請する。

県本部から救急車両による搬送の応諾があったときは、要請元病院へ連絡する。

##### 【県本部】

搬送を円滑に行うため、県外および県内の病院から得た収容可能人数等の情報を、地方本部、消防本部へ EMIS 等を利用して情報収集、提供する。

地方本部から救急車両による搬送要請があった場合、受入れ先病院を確保し、県災害対策本部を通じて、緊急消防援助隊消防応援活動調整本部および自衛隊と救急車両による搬送について調整を行う。

関係機関との調整後、救急車両による搬送準備が整い次第、地方本部に受

諾の連絡を行う。

### ③ 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部

救急車両による患者搬送要請があった場合、関係消防本部と調整して患者搬送等に協力する。

### ④ 消防本部

滋賀県教急医療情報システム（医療ネット滋賀）から各病院等の受入れ情報を収集するほか、地方本部と連携して情報収集を行う。

通信の途絶等がおこる災害発生直後は、被災地外の二次救急医療体制をとっている医療機関等に傷病者を分散して搬送するように努める。

被災地内の消防本部は、応援要請する必要がある場合、滋賀県広域消防相互応援基本計画または緊急消防援助隊運用要綱の定めにより行う。

応援要請を受けた消防本部は、救急車等を派遣し負傷者等の搬送に協力する。

## (2) ヘリコプター等による搬送

被災者の傷病者搬送にあたり、陸上交通が途絶し、緊急車両による搬送が不可能なとき、あるいは、医療救護班等の搬送が不可能な場合などには、ヘリコプター等による搬送を行う。

ヘリコプター等を利用した医療搬送を実施する場合、その範囲が全国的な規模となる場合は、厚生労働省がその計画および実施に関して調整を行うことになるため、国と連携を図りながら搬送を行う。

なお、地域内の航空搬送の実施については、県本部が判断する。

### ① 病院

傷病者を搬送するための手段がヘリコプター以外にないと判断した場合は、地方本部に搬送要請を行う。

ヘリコプターには、患者の安全のため、医師等医療従事者が同乗する。

ヘリコプターによる医療救護班の派遣を要請する病院等は、県本部へEMIS、電話、FAX等により派遣要請を行う。

### ② 災害医療本部

#### 【地方本部】

医療機関からヘリコプターによる傷病者、医療救護班等の搬送要請があった場合、ただちに県本部に報告する。

県本部からヘリコプター搬送の応諾があったときは、患者搬送要請元医療機関や医療救護班等の派遣元病院に調整内容（要請側の緊急離着陸場の確保やヘリコプターの誘導、患者の緊急車両による搬送等）について連絡する。

#### 【県本部】

地方本部からヘリコプターによる傷病者や医療救護班等の搬送要請があった場合、患者搬送の場合は受入れ先病院の確保、医療救護班等の派遣の場合は、派遣可能な病院に出動を要請し、県災害対策本部を通じて、緊急消防援助隊消防応援活動調整本部および自衛隊等とヘリコプター搬送について調整を行う。

#### 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）

多数のヘリコプターや大型ヘリコプターを使用する場合、病院のヘリポートだけではその離発着に支障をきたすことから、県は、航空医療搬送の拠点となる場所をあらかじめ定めるとともに、そこで搬送する傷病者の安定化を図るための施設や資器材を備えた SCU を設置する。

##### ・ SCU 設置場所

県南部	滋賀医科大学	(大津市)
県東北部	滋賀県立大学	(彦根市)
県西部	高島市民病院	(高島市)

ヘリコプター搬送の調整が完了次第、調整内容(要請側の緊急離着陸場の確保やヘリコプターの誘導、患者の緊急車両による搬送等)について地方本部を通じ、要請元あるいは派遣元病院へ連絡する。

#### ③ 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部

ヘリコプター出動要請を受けた場合、ヘリコプター搬送の調整を行うとともに、関係消防本部、市町本部と調整してヘリコプター緊急離着陸場の確保、緊急車両の手配を行い、ヘリコプターの出動を指示する。

#### ④ 消防本部

緊急消防援助隊消防応援活動調整本部からヘリコプター搬送の連絡があった場合には、その指示に従い離発着陸場の確保、安全管理員の配置、病院から離発着陸場までの救急搬送を行う。

医療機関から直接ヘリコプターによる患者、医療救護班等の搬送要請があった場合、県本部へその旨連絡する。

#### ⑤ 自衛隊

県本部は、患者搬送等に自衛隊の支援が必要と認めた場合、県災害対策本部を通じて、自衛隊の派遣要請、調整を行う。

自衛隊の派遣を要望する病院が県本部と連絡が取れない場合、その病院の所在する市町長を通じて自衛隊の派遣の要望を通知する。要望を受けた市町長は、県本部に通知する。

上記の通知を受けた自衛隊は、県災害対策本部との調整に基づき、部隊の派遣準備を行う。

自衛隊は、自衛隊ヘリコプターによる搬送を実施する場合、必要に応じ安全管理員の配置、病院から離発着陸場までの救急搬送を行う。

### (3) 船舶による搬送

陸上交通が途絶し、緊急車両による搬送が不可能であり、多数の患者や医療救護班の搬送が必要となったときなどは、ヘリコプターの活用と併せて、船舶による湖上搬送も検討する。

#### ① 病院

陸上交通が途絶し、緊急車両による搬送が不可能であり、多数の患者の搬送が必要となった場合、また医療救護班の派遣を行う場合にあつて、緊急車両での出動が不可能な場合、地方本部に船舶での搬送要請を行う。

船舶には、患者の安全のため、医師等医療従事者が同乗する。

#### ② 災害医療本部

##### 【地方本部】

医療機関から船舶搬送の要請があつた場合、ただちに県本部に報告する。県本部から船舶搬送の応諾があつたときは、患者搬送要請元病院または、

医療救護班等派遣元病院へ調整内容について連絡する。

### 【県本部】

地方本部から船舶による傷病者搬送要請があった場合、患者受入れ先病院を確保、医療救護班等の派遣の場合は派遣可能な病院に出動を要請し、県災害対策本部を通じて、民間船舶会社と船舶搬送について調整を行う。また、患者搬送について緊急消防援助隊消防応援活動調整本部と調整を行う。

船舶搬送の調整が完了次第、調整内容について地方本部を通じ病院に連絡する。

### ③ 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部

港までの患者搬送要請があった場合、関係消防本部と調整し、港までの患者搬送に協力する。

医療救護班等の派遣の場合は、関係消防本部と調整して、港と病院の間における医療救護班等の搬送に協力する。

## 2 医療救護班の緊急搬送

医療救護班は、原則として派遣元の団体、機関の責任において、搬送を行う。

ただし、交通状態が悪く、派遣に相当の時間を要する場合などは、必要に応じて消防本部の緊急車両、ヘリコプター、その他の搬送手段について、地方本部または県本部に搬送要請を行う。

### (1) 災害医療本部

#### ① 地方本部

医療救護班の緊急搬送要請があった場合は、県本部に要請する。

#### ② 県本部

医療救護班の緊急搬送要請があった場合は、派遣可能な病院に出動要請し、県本部および県災害対策本部と緊急車両等による搬送について調整する。

### (2) 民間協力会社等

県本部または地方本部から医療救護班の緊急搬送要請を受けた民間協力会



社、緊急消防援助隊消防応援活動調整本部、警察および自衛隊等は、医療救護班の搬送に可能な限り協力する。

### **(3) 市町本部**

市町本部は、医療救護班が自前の車両等がなく、かつ被災地内で機動的に活動する必要がある場合は、緊急車両等手配で協力する。

## **第7章 医薬品等の供給体制**

県は、災害時の医薬品等の供給を迅速、適切かつ効率的に行うため、市町、県

医薬品卸協会、県薬剤師会、滋賀県赤十字血液センターなど、関係機関との連携のもとに医薬品等の供給に努めるものとする。

また、災害時における医薬品等の安定供給については、関係機関・団体が平時よりネットワークを構築し、密接な連携を図りながら行うことが必要であり、県は、大規模災害発生時に円滑な供給体制が構築できるよう、「緊急用医薬品等供給マニュアル」を策定し、その手順について定めておく。

#### **【緊急用医薬品等供給マニュアルの構成】**

- ◇平時の対策
- ◇災害時の役割分担  
(緊急用医薬品等の要請・供給フロー)
- ◇災害時の医薬品等搬送
- ◇医薬品等の確保・供給
- ◇医薬品等の供給関係機関・団体
- ◇被災のシナリオ
- ◇活動手順
- ◇滋賀県との協定等  
(資料) 関係機関リスト(緊急連絡網)、緊急用医薬品在庫調査

## **第8章 他都道府県との応援・受援活動**

## 1 他都道府県からのDMAT・医療救護班の受入れ

県本部は、県内の被害状況およびそれに伴う医療機関の被災状況等の情報を収集、分析し、県内の医療資源のみでは適正な医療の提供が確保できないと判断した場合は、県外からのDMATやJMATをはじめとする医療救護班等の受入れについて検討し、必要に応じて関係機関等への派遣要請を行う。

### (1) DMATの派遣要請

県本部は、大規模災害発生後、EMISを災害モードに切り替えるとともに、EMISによりDMATの派遣要請を行う。また、県本部内にDMAT調整本部を設置し、厚生労働省DMAT事務局とも連携し、県外からのDMAT受け入れ態勢の構築について必要な調整を行う。

### (2) 医療救護班の派遣要請

県本部は、被災後の切れ目のない医療提供体制を確立するために、県外からの医療救護班の受入れ等の支援が必要と判断した場合は、県災害対策本部を通じて、関西広域連合や各都道府県等、関係機関へ医療救護班の派遣を要請する。

また、JMATについては、県が県医師会に対し、派遣の要請を行い、県医師会が日本医師会および他都道府県医師会と派遣にかかる調整を実施する。

### (3) ヘリコプターの派遣要請およびSCUの設置

県本部は、県内の医療機関だけでは、重篤な傷病者の受入れおよび治療が困難な状況であると判断した場合は、県外の医療機関への患者搬送を行うこととする。

ヘリコプターにより県外へ患者搬送を行う場合は、県の防災ヘリのほか、ドクターヘリ、自衛隊ヘリ、その他機関所有のヘリコプターを活用するため、県災害対策本部を通じて、ヘリコプター所有機関に対して、協力を要請する。

また、効率的な搬送を行うため、SCUを設置する。

県外へ搬送が必要な患者はSCUへ搬送し、安定化を図ったうえで、ヘリコプターにより県外の医療機関へ搬送を行う。

### (4) その他支援の受入れ

県本部は、医療関係者や国際援助団体等からのボランティアの申出等があ

った場合は、その都度その必要性および受け入れ態勢について検討し、必要と認められる場合は、できるだけ円滑な受入に努めるよう、関係機関・団体との調整を行う。

#### **(5) 受入れ医療チームの統制**

県外から参集する医療チームについては、原則として県本部が参集拠点を指定し、参集後に所定の手続きによるチームの登録および管理を行うものとする。医療救護活動に関する活動場所および従事する内容については、県本部および地方本部が状況に応じて調整を行い、災害医療コーディネーターの指揮の下に決定する。

## **2 県外へのDMAT・医療救護班の派遣**

### **(1) DMAT本部・SCUの設置**

県外での大規模災害発生時に、他都道府県または厚生労働省から本県に対して、DMATの派遣が要請された場合、県はDMAT調整本部を設置する。

また、県内にDMATの参集拠点やSCUが設置される場合は、その場所にDMAT域外拠点本部を設置するとともに、DMATの参集や医療搬送患者の受入れが円滑に実施できるよう、医療機関や関係機関と連携を図りながら、受入れ体制を構築する。

各本部は、情報収集や共有、他機関との連絡および調整を通じて連携を図り、DMAT活動が円滑に実施できるよう協力する。

### **(2) DMATの派遣要請**

本県への派遣要請に基づき、DMATの派遣を決定した場合、県は協定に基づき、災害拠点病院に対してDMATの派遣を要請する。

要請を受けた災害拠点病院は、DMAT派遣の可否を判断し、決定する。派遣する場合は、DMATチームは参集拠点、県DMAT調整本部、DMAT域外拠点本部等の指定された場所へ参集する。

### **(3) 医療救護班等の派遣要請**

被災都道府県から医療救護班等の派遣要請があった場合、県本部は、協定を締結している各医療関係団体や医療機関等に対し、要請内容を連絡する。

派遣要請を受けた団体および医療機関は、派遣の可否を判断し、県本部へ報

告する。

県本部は、派遣可能との回答があった場合には、派遣期間や派遣先等の調整を行い、派遣計画を作成した後、各派遣元機関へ医療救護班の派遣を要請する。

#### **(4) 医療機関・関係団体との情報共有**

県本部は、DMAT を派遣する災害拠点病院をはじめとする医療機関や、協定締結団体等の医療団体と、DMAT・医療救護班等の派遣状況に関する情報を集約し、共有する。

### **3 航空搬送による傷病者の受入れ**

県外から本県へ患者搬送が行われる場合、県本部は DMAT との協力、連携を図り、指定された場所に DMAT 域外拠点本部および SCU を設置する。

また、県内の地域間で同様に患者の航空搬送が実施される場合にあっても、同様とする。

域外拠点本部は、被災地の SCU 本部および県内の災害拠点病院等と連携を図り、被災地から搬送されてくる傷病者の受入医療機関の調整を行う。

## 第9章 遺体の処理

大規模災害時には多数の死亡者が同時期に発生することが想定され、円滑な医療救護活動を進めるためには、遺体の適切な取り扱いが必要なことから、医療機関以外に設置された医療救護所に関わる遺体の取り扱いについて定めることとする。

医療機関に搬送された傷病者の死亡後の取り扱いについては、その医療機関での手順によるものとする。

### 1 遺体の安置

遺体は、各医療救護所内の設置者が定める位置に仮安置する。

### 2 遺体の搬送

医療救護所の管理者は、遺体の存在を警察に連絡し、市町本部にその収容を要請し、当該本部が関係機関・団体等の協力を得て、市町の定める遺体安置所まで搬送を行う。医療救護所が搬送手段を有する場合は、遺体の搬送に可能な限り協力する。

### 3 遺体の検案

遺体の検案および身元確認は医師会、歯科医師会等の協力を得て、警察が行うが、医療救護所では行わないこととする。

### 4 情報の提供

医療救護所の管理者は、当該施設から遺体安置所へ搬送した者のリストを作成し、掲示する。

## 第10章 平常時からの準備

### 1 災害に対応するための体制の構築

大規模災害時に、迅速かつ円滑な医療救護活動が実施できるよう、関係団体・機関等で構成する組織を設置し、連携・協力体制の構築を図る。

#### (1) 地域災害医療体制検討委員会

保健所は、消防・警察・医療機関・市町・医療関係団体等、関係機関からなる委員会を設置し、災害の予防活動、また災害発生時における協力体制を整える。

#### (2) 災害医療体制連絡協議会・DMAT部会

県は、医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう、災害医療体制連絡協議会およびDMAT部会を設置し、平時から災害医療において中心的役割を果たす災害拠点病院相互の連携・協力体制の確立を図る。

### 2 訓練の実施

#### (1) 県・市町における訓練

県および市町は、災害発生時に医療機関等と連携を図り、医療救護活動が速やかに実施できるよう訓練を行う。訓練実施後は結果を振り返り、取りまとめることで課題を明らかにし、必要に応じて体制の見直しを行うなど、訓練の成果を反映させる。

#### (2) 医療機関等における訓練

災害拠点病院をはじめとする医療機関や、医師会等関係団体においては、県・市町等が実施する訓練への参加や独自の訓練を実施するなど、災害時における迅速な初動体制を確立し、円滑な医療救護活動を実施する体制を構築する。

### **(3) 情報通信訓練**

県、医療機関および関係団体は、EMIS や衛星電話などの情報通信手段を災害時にスムーズに使用するために、利用方法や運用に習熟するとともに、定期的に訓練を行う。

## **3 業務継続計画の作成**

医療機関は、大規模災害時にその機能を停止せずに診療を継続できるよう、業務継続計画(BCP)を作成し、災害時においても診療体制への影響を最小化することに努める。

## **4 人材の育成**

県は、厚生労働省や関西広域連合等と連携・協力し、災害医療コーディネーターやDMAT 隊員など、災害医療における中心的役割を担う人材の育成・確保に努める。

## **5 県民の啓発**

県および医療関係団体は、平時から災害時における取るべき行動や準備（例えば、「避難の際にはお薬手帳や普段服用している薬を忘れずに携行する」等）について、県民に対する積極的な啓発に努める。



# 滋賀県広域災害時における医療救護活動指針 に基づくアクションカード

医療救護活動が円滑に行われるよう、指針の各章に記された事項を実施するため、関係する団体・機関の役割ごとに、求められる具体的な行動について記載したアクションカードを作成する。各章ごとに関係すると考えられる団体・機関は下記のとおりである。

## 第 1 章 滋賀県の災害医療体制

県災害医療本部（本部・地方本部）  
災害医療コーディネーター（本部・地域）  
県医療政策課

## 第 2 章 情報収集と伝達

県災害医療本部（本部・地方本部）  
災害医療コーディネーター（本部・地域）  
県医療政策課  
保健所

## 第 3 章 災害医療派遣チーム（DMAT）の活動

県災害医療本部（本部・地方本部）  
災害拠点病院  
DMAT（DMAT チーム、県調整本部、活動拠点本部）  
消防本部  
県医療政策課

## 第 4 章 医療救護班の活動

県災害医療本部（本部・地方本部）  
災害医療コーディネーター（本部・地域）  
災害時における医療救護活動に関する協定締結団体  
医療救護班派遣元医療機関  
医療救護班  
県医療政策課

## **第 5 章 医療機関の活動**

県災害医療本部（本部・地方本部）  
災害医療コーディネーター（本部・地域）  
被災地域の医療機関  
被災地域外の医療機関

## **第 6 章 緊急搬送**

医療機関  
県災害医療本部（本部・地方本部）  
消防本部（緊急消防援助隊を含む）  
民間協力会社等  
ヘリコプター運航会社・機関  
自衛隊

## **第 7 章 医薬品等の供給体制**

※ 緊急用医薬品等供給マニュアルで定める

## **第 8 章 他都道府県との応援・受援活動**

県災害医療本部（本部・地方本部）  
災害拠点病院  
DMAT（チーム、調整本部、活動拠点本部、SCU 調整本部、域外拠点本部）  
医療救護班派遣元医療機関  
医療救護班  
消防本部（緊急消防援助隊、防災航空隊を含む）  
県医療政策課

## **第 9 章 遺体の処理**

DMAT  
医療救護班  
警察  
県医師会  
県歯科医師会  
医療機関

## 第 10 章 平常時からの体制整備

災害時における医療救護活動に関する協定締結団体

医療機関

県医療政策課

保健所

※医療救護活動指針策定後の経過

- (1) 平成 26 年 10 月 1 日 策定
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日 一部変更